

補助対象事業の要件

対象とする事業は、以下の4つのいずれかの事業であること。

① 複数樹脂同時選別設備導入事業

使用済製品のリサイクル工程における複数樹脂同時選別のために近赤外線を用いた選別設備を導入する事業であること。

※「複数樹脂同時選別」とは、複数の樹脂及びその他異物の混合物を対象として、1つの設備を用いて、樹脂種類の特定、圧縮空気等を用いた2種類以上の樹脂及び残さの計3種類以上への選別を自動的に行うことをいう。

② 非鉄金属高度選別設備導入事業

使用済製品のリサイクル工程におけるアルミ、銅等の高度選別のためにX線を用いた選別設備を導入する事業であること。

※高度選別とは、たとえば、アルミを含有元素等に応じて展進材と鋳物用途に選別するなど、最終用途を踏まえた素材単位に選別を行うことをいう。

③ 食品再生利用施設併設型小型メタン発酵設備導入事業

食品循環資源の飼料化又は肥料化施設において生じた余剰食品循環資源を用いて得たバイオガスを当該施設内で利用するために小型メタン発酵設備を導入する事業であること。

※「余剰食品循環資源」とは、飼料化又は肥料化を行うために飼料化又は肥料化設備に集められた食品循環資源であって飼料化又は肥料化に用いることができなかったものをいう。

※「小型メタン発酵設備」とは、メタン発酵槽からガスボイラー装置若しくはガスエンジン装置又その両方までの一連の装置をいう。

④ 店頭設置型圧縮・破碎設備導入事業

食品小売業におけるペットボトル回収のために店頭設置型圧縮・破碎設備を導入する事業であること。

※「店頭設置型圧縮・破碎設備」とは、食品小売業等の店頭に設置され、一般市民によりペットボトルが直接投入される設備であり、ペットボトルの色、形状等の特徴から、ペットボトルかどうかを識別し、圧縮又は破碎により減容化を自動的に行う設備をいう。

※「省CO2型リサイクル高度化設備」とは、①の近赤外線を用いた選別設備、②のX線を用いた選別設備、③の飼料化又は肥料化施設併設型小型メタン発酵設備、④の店頭設置型圧縮・破碎設備をいう。

※ 上記に該当する設備であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外とする。